

令和2年度 人権教育全体計画

(小学部)

教育目標
・本県唯一の病弱教育を行う特別支援学校として、児童生徒の能力や可能性を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人格形成に努める。

人権教育の基本目標
・教育活動全体を通して基本的人権の尊重の精神が身につくよう努める。人権の大切さを理解し、お互いを認め合い尊重し合う望ましい人間関係を築こうとする態度の育成に努める。

人権教育推進委員会
(組織について) 校長、教頭、指導課
(人権教育担当者) 指導課：藤尾 和佳子

教職員研修目標
・同和問題等の研修を通して人権問題について理解を深め、人権教育の意義を正しく理解する。 ・児童生徒一人一人の実態に応じた支援・指導に生かす。 ・保護者への啓発を図る。

学年別指導の重点	
低学年	・自分の思いを伝え、友だちの気持ちを考えることができる心を育てる。
中学年	・身の回りの差別や矛盾に気づく心を育てる。
高学年	・同和問題等身の回りの人権問題の基本的な知識を理解する。

人権教育講話目標	
低学年	・同和問題等の学習を通し、自分や友だちの良さを言うことができる。
中学年	・同和問題等の学習を通し、身の回りの差別や矛盾に気づき感じたことを伝えることができる。
高学年	・同和問題等の学習を通し、同和問題の基本的な歴史を知る。

教職員研修計画	実施時期、講師及び内容等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県同教や市同教主催の研究大会・講座や講習会等に参加し、学習する。 ・ 12月の人権週間中に同和問題等の研修会を実施し、人権問題について理解を深める。 	

人権教育講話計画	実施時期、講師及び内容等	
	低学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期に担任中心に教師が総合的な学習の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 児童の病状を考慮しながら、身近ないじめ、差別問題を扱う。
	中学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期に担任中心に教師が総合的な学習の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 児童の病状を考慮しながら、身の回りや社会にある差別問題を扱う。
	高学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期に担任中心に教師が総合的な学習の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 児童の病状を考慮しながら、人権の歴史、同和問題の基本的な歴史を扱う。

人権教育講話以外の取組	実施時期、内容及び年間を通じて特に気をつけること	
	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育のねらいを職員会議等で確認し、教職員全体で共通理解して進める。 ・ 児童一人一人の実態を把握し病状を考慮しながら取り組む。 ・ 学校便りや学級通信、懇談等を通し、家庭と共通理解しながら取り組む。
	低学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動の指導等を通して自己肯定感を育て、自分の気持ちを表現し伝えることや、相手の気持ちを受け止める場を設定する。
	中学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動の指導等を通して自己有用感を育て、差別や不条理なことを自分のこととして考えられるようにする。
	高学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動の指導等を通し、人権の意義を正しく理解し、自他を尊重し問題の解消のため自分ができることを考えられるようにする。

(中学部)

教育目標
・本県唯一の病弱教育を行う特別支援学校として、児童生徒の能力や可能性を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人格形成に努める。

人権教育の基本目標
・教育活動全体を通して基本的人権の尊重の精神が身につくよう努める。人権の大切さを理解し、お互いを認め合い尊重し合う望ましい人間関係を築こうとする態度の育成に努める。

人権教育推進委員会
(組織について) 校長、教頭、指導課
(人権教育担当者) 指導課：藤尾 和佳子

教職員研修目標
・同和問題等の研修を通して人権について理解を深め、人権教育の意義を正しく理解する。 ・児童生徒一人一人の実態に応じた支援・指導に生かす。 ・保護者への啓発を図る。

学部別指導の重点	
第一学年	・自他の個性を尊重し、共感的に理解する力を養う。
第二学年	・社会にある差別や矛盾に気づき、自分の考えを持つ。
第三学年	・人権について理解し、同和問題などの個別的人権課題について法令・条例を通し、正しい知識を理解する。

人権教育講話目標	
第一学年	・同和問題等の講話を通し、社会にある差別の歴史を知り、差別された人々に対して共感する態度を育む。
第二学年	・同和問題等の講話を通し、社会にある差別の歴史を知り、差別に対して正しい理解を深め、批判的な態度を育む。
第三学年	・同和問題等の講話を通し、社会にある差別の歴史を知り、差別のない社会にするため何ができるか考えることができる。

教職員研修計画	実施時期、講師及び内容等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県同教や市同教主催の研究大会・講座や講習会等に参加し、学習する。 ・ 1 2 月の人権週間中に同和問題等の研修会を実施し、人権問題について理解を深める。 	

人権教育講話計画	実施時期、講師及び内容等	
	一年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 学期に担任中心に教師が総合的な学習の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 生徒の病状を考慮しながら、同和問題等の人権問題について共感的に理解できるような内容を扱う。
	二三年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 学期に担任中心に教師が総合的な学習の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 生徒の病状を考慮しながら、同和問題等の人権問題を通し、自分の考えを持ち理解を深められる内容を扱う。
三年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 学期に担任中心に教師が総合的な学習の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 生徒の病状を考慮しながら、同和問題等の人権問題を通し、自分とのつながりを考えられる内容にする。 	

人権教育講話以外の取組	実施時期、内容及び年間を通じて特に気をつけること	
	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育のねらいを職員会議等で確認し、教職員全体で共通理解して進める。 ・ 生徒一人一人の実態を把握し、実態に応じた内容で取り組む。 ・ 学校便りや学級通信、懇談等を通し、家庭と共通理解しながら取り組む。
	一年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動の指導等を通して、相手の気持ちを共感的に受け止める場を設定する。
	二三年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動の指導等を通して、自分の思いを表現する場を設定する。
三年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動の指導等を通して、様々な人権問題について、自分の関わり方を具体的に考える場を設定する。 	

(高等部)

教育目標
・本県唯一の病弱教育を行う特別支援学校として、児童生徒の能力や可能性を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人格形成に努める。

人権教育の基本目標
・教育活動全体を通して基本的人権の尊重の精神が身につくよう努める。人権の大切さを理解し、お互いを認め合い尊重し合う望ましい人間関係を築こうとする態度の育成に努める。

人権教育推進委員会
(組織について) 校長、教頭、指導課
(人権教育担当者) 指導課：藤尾 和佳子

教職員研修目標
・研修等を通して人権問題について理解を深め、人権教育の意義を正しく理解する。
・児童生徒一人一人の実態に応じた支援・指導に生かす。
・保護者への啓発を図る。

学部別指導の重点	
第一学年	・自他の個性を尊重し、共感的に理解する力を養い、豊かな心を育む。
第二学年	・人権に関する歴史を学び、人権問題についての現状を理解する。
第三学年	・社会にある人権問題について、正しい判断力と行動する力を育てる。

人権教育講話目標	
第一学年	・同和問題等の講話を通し、社会にある差別の現状を知り、差別されている人々に対して共感する態度を育む。
第二学年	・同和問題等の講話を通し、社会にある差別の現状を知り、差別に対して正しい理解を深め、批判的な態度を育む。
第三学年	・同和問題等の講話を通し、社会にある差別の現状を知り、差別のない社会にするため何ができるか考えることができる。

教職員研修計画	実施時期、講師及び内容等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県同教や市同教主催の研究大会・講座や講習会等に参加し、学習する。 ・ 1 2 月の人権週間中に研修会等を実施し、人権問題について理解を深める。 	

人権教育講話計画	実施時期、講師及び内容等	
	一年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期に担任中心に教師が総合的な探求の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 生徒の病状を考慮しながら、豊かな感性と表現力を育てることをねらいとする内容を扱う。
	二三年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期に担任中心に教師が総合的な探求の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 生徒の病状を考慮しながら、人権についての理解と認識を深めることをねらいとする内容を扱う。
三年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期に担任中心に教師が総合的な学習の授業で同和問題等の学習を行う。 ・ 生徒の病状を考慮しながら、人権についてその権利に伴う責任を自覚し、相互に尊重し合うことをねらいとする内容を扱う。 	

人権教育講話以外の取組	実施時期、内容及び年間を通じて特に気をつけること	
	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育のねらいを職員会議等で確認し、教職員全体で共通理解して進める。 ・ 生徒一人一人の実態を把握し、実態に応じた内容で取り組む。 ・ 学校便りや学級通信、懇談等を通し、家庭と共通理解しながら取り組む。
	一年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動等の指導を通して、相手の気持ちを受け止め豊かに表現する場を設定する。
	二年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動等の指導を通して、コミュニケーション能力や自己表現力を育成する。
三年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般、各教科、自立活動等の指導を通して、相手を理解することで、望ましい人間関係を築く態度や技能を育てる。 	